

議案第 38 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項の表中

<p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第 3 条第 3 項第 3 号（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第 5 条（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して 5 年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項（配偶</p>	<p>前項第 4 号から第 6 号までに該当すること。</p>
---	---------------------------------

を

<p>者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p>	
<p>(9) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等</p>	<p>前項第5号及び第6号に該当すること。</p>

<p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの（第9条第6項において「配偶者等からの暴力被害者」という。）</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項本文の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ 売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第1項に規定する婦人相談所、配偶者暴力防止等法第3条第1項及び第2項に規定する配偶者暴力相談支援センターその他の配偶者等からの暴力の被害者の保護に関する</p>	<p>前項第4号から第6号までに該当すること。</p>
---	-----------------------------

に

<p>業務を行う機関又は団体として市長が認めるものにより配偶者等からの暴力の被害を受けている旨の証明又は確認を受けている者</p>	
<p>(9) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で次のいずれかに該当するもの（第9条第6項において「犯罪被害者等」という。）</p> <p>ア 犯罪被害者等基本法第2条第1項に規定する犯罪等（イにおいて「犯罪等」という。）により収入が減少し、生計を維持することが困難となったと認められる者</p> <p>イ 現に居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたことにより、当該住宅に引き続き居住することが困難となったと認められる者</p>	
<p>(10) 被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等</p>	<p>前項第5号及び第6号に該当すること。</p>

改める。

第9条第6項中「、規則」を「規則」に、「及び」を「若しくは」に改め、「とき」の次に「又は当該入居の申込みをした者が配偶者等からの暴力被害者若しくは犯罪被害者等に該当するとき」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

配偶者等からの暴力被害者及び犯罪被害者等の居住の安定を図るため、入居の申込みに係る資格を緩和するとともに、入居者の選考において優先的な取扱いを行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。